

しみず斎園の新型コロナウイルス感染症対策について（その8）

しみず斎園利用制限の一部解除

北上地区広域行政組合
管理者 北上市長

しみず斎園では、新型コロナウイルス感染症の扱いが「2類相当」から「5類」への位置づけが変更となるから、5月8日(月)からは利用制限の一部解除します。

引き続き、基本的な感染症対策(※)を守りつつ利用するようお願いいたします。

※咳や発熱などの体調不良時には人との接触を避ける。人と人の距離は適度に保つ。手洗い等の手指衛生。マスク着用。 など

1 利用制限の解除

現 在	5月8日(月)から
①館内はマスク着用を推奨 ②待合ホールでの飲食は禁止 （飲み物のみ可）とするが、 待合室（個室）での飲食可 ③待合室の入室は近親者のみ （10名程度）	①マスクの着用は個人の判断となります。 ②待合ホールでの飲食可 ③待合室の入室制限なし

2 新たな感染の拡大等で利用制限を行う場合があります。

3 火葬業務従事者及び受付従業員は、マスクなどを着用し業務にあたる場合があることを御了承願います。